

社会福祉法人ときわ福祉会公募型プロポーザル方式実施基準

1 目的

この基準は、社会福祉法人ときわ福祉会（以下、「法人」という。）の契約において、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するにあたり、遵守すべき手続等に必要な基本的事項を定めることにより、公募型プロポーザル方式の公平性、透明性及び競争性を確保し、適正かつ円滑な運用を行うことを目的とする。

2 定義

公募型プロポーザル方式は、高度な知識・技術や創造性、構想力、ノウハウや応用力が要求される業務等を対象とし、法人が設定した事業効果や水準（以下「水準等」という。）の達成のために、公募により複数の者から企画・技術等の提案を受け、そのなかから意欲及び実績・能力等を総合的に評価し、法人が調達する業務等の目的に最も合致した企画・技術能力等を有する事業者を選定する方式で、一般競争入札及び総合評価一般競争入札に適しないものの調達にあたり採用する手法とする。

3 選定委員会

次に定めるところにより、選定委員会を運営する。

(1) 選定委員会の役割等

選定委員会では、審査基準等にもとづき、提出された提案やプレゼンテーションの内容を公正に審査し、法人が調達する業務等の目的に最も合致した企画・技術能力等を有する事業者（以下「最優秀提案事業者」という。）及び必要に応じて次点者を選定する。

なお、審査の結果、提案者の全員が要求水準を満たさない場合は理由を明らかにし、最優秀提案事業者等を選定しないことができる。

(2) 選定委員会の構成

理事長は、提案者と利害関係のない、法人役員及び認定こども園ひがし保育園常勤職員から5名若しくは6名を委員として任命する。

(3) 委員名の非公表

委員と提案者の利害関係の発生や、提案者から委員への故意（不正行為目的）の接触を防止するため、委員名については非公表とする。

(4) 公正な委員会の運営

事業者選定終了までの間に、提案者から委員に対して公募型プロポーザル業務に関して故意の接触があった場合は、委員は理事長に通報することとし、当該提案者を選定対象から除外するものとする。

4 公募要領

公募型プロポーザル方式による事業者選定にあたっては、次の事項を記載した公募要領を作成するものとする。

- (1) 公募事項（案件名、事業目的、業務内容、予定契約（履行）期間、実施場所等）
- (2) 応募資格（契約締結者の基本要件、入札参加資格有無・業種、実績・経験等）

- (3) スケジュール（募集開始から契約締結、業務着手・完了に至るまでの予定等）
- (4) 応募手続（視察会、提出書類、質疑回答、申込み・受付方法・場所・期間等）
- (5) 審査・選定方法
- (6) 審査基準・配点（必要に応じ委託金額上限、参考価格提示）
- (7) 失格事由
- (8) 選定・非選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等
- (9) 選定結果の公表
- (10) 提出関係書類様式一式等

5 公募方法

公募型プロポーザル方式による事業者選定にあたっては、調達する業務等にかかる企画・技術提案について、次の方法により公募するものとする。

(1) 公募

法人のホームページにおいて、公募要領等、公募内容に関する情報を公表することにより公募する。

(2) 募集期間

(1)により公募を開始した日から企画・技術提案の提出期限までは、原則として50日間（土曜日、日曜日及び休日を含む。）以上を確保するものとする。

(3) 質疑等

公募内容についての質問は、文書で受付け、回答は、法人のホームページで公表する。

6 提案審査

公募型プロポーザル方式による応募者からの企画・技術提案の審査は、次により行うものとする。

(1) 審査基準

公募型プロポーザル方式により調達する業務等の目的、性質及び内容等をふまえて、企画・技術提案の審査を行うための審査基準を設定し、審査基準には審査項目及び審査の視点や内容を明記する。

(2) 審査基準の配点

公募型プロポーザル方式により調達する業務等の目的、性質及び内容等をふまえて、下記の基本的な考え方に留意して、(1)の審査基準の審査項目ごとに得点を配分するものとする。

(3) 審査方法

公募型プロポーザル方式により調達する業務等の目的、性質及び内容等をふまえ、選定委員会において、応募資格を有する者の提案のなかから、審査基準及び配点にもとづき、審査を行う。

その際には、内容に応じて第1次及び第2次に分け審査・選定を行うことや、提案者の意欲や理解力及び提案内容をより把握するため、必要に応じてプレゼンテーション等の機会を設けるなど、総合的に審査を行うものとする。

なお、審査に当っては、客観的かつ公正に審査できるようにし、審査過程において恣意性が働かない、あるいは恣意的に行われているとの疑念を生じさせることのないようにしなければならない。

(4) 採点方法

選定委員の採点方法については、すべての委員の配点を同一にする。

(5) 最優秀提案事業者の決定

審査の結果、評価点が最高点の者を最優秀提案事業者とする。

ただし、最高点の者が複数者いる場合は、原則として提案金額の安価な提案事業者を最優秀提案事業者とし、最高点に次ぐ点を獲得した者を次点とする。

7 事業者の選定方法

最優秀提案事業者を契約交渉の相手方に決定し、契約交渉が不調となった場合は次点を獲得した者を契約交渉の相手方とする。

8 結果公表

公募型プロポーザル方式により最優秀提案事業者の選定を行い、上記9の契約交渉の相手方を決定した場合は、選定結果に関する情報について、次の方法により公表するものとする。

(1) 公表方法

法人ホームページにおいて、選定結果に関する情報を公表する。

(2) 公表時期及び公表内容

選定の手続や選定の過程等の透明性を高めるため、契約交渉の相手方を決定した後、次の内容を速やかに公表するものとする。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価

② 全提案事業者の評価点 * 得点順 事業者名は公表しない

9 失格事由

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

(1) 委員に対して、公募型プロポーザル業務に関して直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

(2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

(3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

(4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

(5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

附 則

(施行期日)

1 本基準は、令和8年7月1日から施行する。